

平成 21 年 6 月 9 日現在

研究種目：若手研究（B）

研究期間：2007～2008

課題番号：19730068

研究課題名（和文） 破産手続における信託制度の機能

研究課題名（英文） Comparative studies on trust systems from the viewpoint of insolvency protection

研究代表者

加毛 明（KAMO AKIRA）

東京大学・大学院法学政治学研究科・准教授

研究者番号：70361459

研究成果の概要：

わが国の信託法・学説に影響を与えたドイツ法の「信託（Treuhand）」・イングランド法の「信託（trust）」について、その特徴及び相違を明らかにした。ドイツ法における受託者破産時の規律が元来想定していた事例類型、判例・学説が概念形成に果たした役割を明らかにした。イングランド法の 17 世紀以降の裁判例の展開を分析・検討し、イングランド法のルールが諸々の準則の複合として理解できることを明らかにした。

交付額

（金額単位：円）

	直接経費	間接経費	合計
2007年度	800,000	0	800,000
2008年度	800,000	240,000	1,040,000
年度			
年度			
年度			
総計	1,600,000	240,000	1,840,000

研究分野：社会科学

科研費の分科・細目：法学・民事法学

キーワード：民法、信託法

1. 研究開始当初の背景

経済のグローバル化・ボーダレス化の進展、金融制度の規制緩和、あるいは、高齢化社会の到来などを背景として、我が国では「信託」という法制度に注目が集まっている。財産を専門的な能力を有する他人に移転しつつ安定して運用できる信託が上述した様々なニーズに対応しうるものだからである。2006年12月には、1922年制定の信託法の内容を大幅に刷新する新しい信託法が成立した。このような動向を受けて国内では信託制度に

関する研究が盛んになっている（例えば、2004年度日本私法学会では信託制度に関するシンポジウムが開催された。佐久間毅＝行澤一人＝道垣内弘人「信託法と民商法の交錯」NBL 791号(2004年)3頁以下参照）。

他方、ヨーロッパでは欧州統合の中で信託に対する関心が高まりを見せている。そもそも信託とはイングランドの判例法にその淵源を有する法制度であり、ドイツ・フランスなど大陸法諸国には存在しないものであった。しかし、EU域内での経済活動の活発化を背景として、あるいは、ヨーロッパ共通の

法制度の確立を目指して、信託に関する研究が進んでいる。その代表的な研究成果としては、法制史の研究の観点から検討を加えるものとして、Itinera Fiduciae : Trust and Treuhand in Historical Perspective (Richard Helmholz and Reinhard Zimmermann eds., 1998)、様々な法制度間の機能的比較を行うものとして、Principles of European Trust Law (D.J. Hayton, S.C.J.J. Kortmann and H.L.E. Verhagen eds., 1999)の存在を指摘することができる。

以上のように現代において注目を集めている信託であるが、その主要な特徴の一つが倒産隔離機能である。すなわち、ある財産にいったん信託が設定されると、財産管理者たる受託者の破産が信託に影響を与えないとされるのである。このような受託者破産からの財産の保護が認められるために、信託は有効な財産運用手段となるのである。

ところが、上述した近時の国内外の研究動向が、破産と信託の関係について十分な検討を行っているとは言いがたい。以上のような現状認識に基づいて、応募者は、破産手続における信託制度の機能を総合的に検討することが現代において求められており、また、それが信託制度の理解に不可欠であるとの着想に至った。

2. 研究の目的

研究の目的は次の2点である。

まず、受託者の破産手続において、信託財産は具体的にどのような取り扱いを受けるのかを明らかにする。この点について、わが国では、信託財産は受託者の破産財団から排除されると説明されてきたが、信託財産の具体的な処遇については十分検討されてきたとは言えない。本研究では、わが国の従前の議論に諸外国の議論（特に、イングランド法とドイツ法の議論）が影響を与えているのではないかとの見通しのもと、それら諸外国においていかなる準則が採用されているのかを検討する。そしてそのことを通じて、我が国の従前の議論を整理・分析することを目指す。

次に、信託財産が破産手続において特別の取り扱いを受ける根拠について検討する。何故信託財産は受託者の破産財団に含まれないのかという問いに答えるのは容易ではないが、そこで用いられる法的ロジック、その背後にある実質的考慮、破産手続の構造といった観点からこの問題を検討することにする。上述したように、我が国の議論が諸外国の議論の影響を受けているとすれば、それらの諸外国の法制についてもこれらの観点から検討が必要になるだろう。特にドイツにおいては、破産と信託との関係についていくつ

かの業績が公表されており、それらを参照しつつも批判的に検討を加えることが有効であると考えられる。

3. 研究の方法

まず、受託者の破産に関する資料を読み解く作業を行う。第一に、国内においていかなる議論がなされてきたのかについて、資料を収集・分析する。

次に、我が国の議論に影響を与えたと考えられるドイツ法について重点的に裁判例・文献を読み解く作業を行う。

第三にイングランド法の裁判例・文献を読み解く作業を行う。そしてそれをドイツ法に関する研究成果と対比することによって分析を加える。学説が主導的な役割を果たしてきたドイツ法と異なり、イングランド法では裁判例の展開の中で、法準則が徐々に形成されてきた。そのため、17世紀末以降の裁判例を網羅的に収集し、それを独自の視点で整理・分析する必要がある。また、その際、破産手続の発展にも注意を払う。

4. 研究成果

2007年度は、我が国における信託をめぐる議論の集積、2006年12月成立の新信託法の特質、19世紀中葉以降のドイツにおける「信託 (Treuhand)」議論の展開について、資料を収集し、分析を加えた。このうち、及びについては、具体的な研究成果として「民法と他領域(6) 信託法」と題する雑誌記事を執筆した。これは、信託という法制度が民法を中心とする法体系の中でいかなる特殊性を有するかを明らかにしたものであり(受託者破産の局面が主要な特殊性である)、さらに、それらの特殊性が旧信託法と新信託法とでどのように異なるかについても検討を加えた。については、19世紀末までのドイツにおける議論をまとめたものとして「受託者破産時における信託財産の処遇 二つの「信託」概念の交錯(3)」を公表した。ここでは、これまでわが国において漠然と「ドイツ法における信託」と呼ばれていたものの淵源を明らかにした。

2008年度は前年度に引き続いて19世紀中葉以降のドイツにおける「信託 (Treuhand)」議論の展開について資料を収集し、分析を加えた。その成果が「受託者破産時における信託財産の処遇 二つの「信託」概念の交錯(4)」である。ここでは、今日に至るドイツ法の「信託 (Treuhand)」概念の形成に決定的な影響を与えたと考えられる A. Schultze の著作・論文の検討を通じて、当該概念の射程及び特質を明らかにし、これまでのわが国の学説の議論を相対化することを

試みた。次に、イングランド法については、主として17世紀以降の裁判例を素材として、信託の倒産隔離機能に関する判例法理の形成・展開を分析・検討した。その結果、イングランド法のルールが、元来異なる文脈において形成された諸々の準則の複合として理解できることが明らかになった。また「信託 (trust)」が法概念として形成された経緯についても、近時の文献を参考としつつ検討を加えた。

平成19年度からの2年間の研究を通じて、わが国の信託法・信託法学説に影響を与えてきたドイツ法の「信託 (Treuhand)」・イングランド法の「信託 (trust)」について、両者の特徴及び相違を明らかにできたものと考えられる。今後は、ここで得られた知見をもとにして、これまでのわが国における議論に欠けていた諸前提を補う形で研究を続ける予定である。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文](計3件)

加毛明「受託者破産時における信託財産の処遇 二つの「信託」概念の交錯(4)」
法学協会雑誌、125巻12号、2645~2690頁、2008年、査読無

加毛明「受託者破産時における信託財産の処遇 二つの「信託」概念の交錯(3)」
法学協会雑誌、125巻1号、65~134頁、2008年、査読無

加毛明「民法と他領域(6)信託法」内田貴 = 大村敦志編『ジュリスト増刊 民法の争点』、18~19頁、2007年、査読無

[学会発表](計1件)

加毛明「受託者破産時における信託財産の処遇」、日本私法学会、2007年10月7日、専修大学

6. 研究組織

(1)研究代表者

加毛 明 (KAMO AKIRA)

東京大学・大学院法学政治学研究科・准教授
研究者番号：70361459

(2)研究分担者

なし

(3)連携研究者

なし